平成２７年（フ）第２２１号
千葉県松戸市松戸600番地の７
債務者　網野あやお
１　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小玉　大介
４　破産債権の届出期間　平成27年８月31日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年11月９日午後１時20分
６　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２１３号
岐阜県各務原市鵜沼各務原町２丁目183番地10
債務者　小島　孝弘
１　決定年月日時　平成27年７月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　幅　　隆彦
４　破産債権の届出期間　平成27年９月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年11月13日午前10時
６　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２１４号
岐阜県各務原市鵜沼各務原町２丁目183番地10
債務者　小島由美子
１　決定年月日時　平成27年７月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　幅　　隆彦
４　破産債権の届出期間　平成27年９月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年11月13日午前10時
６　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２４９号
新潟市東区石山５丁目１番17号
債務者　中村　　耕
１　決定年月日時　平成27年７月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小海　要吉
４　破産債権の届出期間　平成27年９月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月17日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３３号
兵庫県川辺郡猪名川町肝川字カイチ86番地の３
債務者　百々　康雄
１　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福間　則博
４　破産債権の届出期間　平成27年８月31日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月22日午前10時40分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２５０号
兵庫県姫路市大津区天満376番地３
債務者　堀田　庄三
１　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菅尾　英文
４　破産債権の届出期間　平成27年９月３日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月20日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１４号
宮城県登米市南方町新一ノ曲283番地
債務者　寺林　正人
１　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２７年（フ）第５７号
島根県出雲市湖陵町三部1535番地31
債務者　飯塚　良江
１　決定年月日時　平成27年７月31日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月22日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第５９号
島根県出雲市斐川町直江4613番地１ネオフラッツ三番館Ⅱ―107
債務者　柊　　貞夫
１　決定年月日時　平成27年７月31日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月22日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第６２号
島根県出雲市斐川町直江3987番地　市営直江新川中央住宅２―222
債務者　神門　翔汰
１　決定年月日時　平成27年７月31日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月22日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第１０２９号
札幌市東区北８条東12丁目１―５　カルムイン第２札幌102号室、住民票上の住所神奈川県座間市ひばりが丘１丁目52番13号
債務者　菱沼　慎一
１　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０７３号
札幌市中央区南６条西17丁目２番３号　グランドパレス啓明２―202号
債務者　桑沢　朋希
１　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０７８号
札幌市豊平区美園12条６丁目１番１号　美園12条ハイツ303号
債務者　宮下　朋未（旧姓岩田）
１　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０９５号
札幌市中央区南６条西６丁目１番地１　カマール６―６―306号
債務者　渡邊紀奈美
１　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１０２号
札幌市手稲区星置南３丁目３番39―105号
債務者　北本　　悟
１　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部